

横須賀市報

第1895号

発行日 発行所 横須賀市小川町11番地
毎月 横須賀市役所
10日 編集兼 横須賀市長
日 発行人 上地克明
25日 印刷所 (有)宮村印刷所

目次

- 規則
- ◇公印規則中一部改正..... 15385
- ◇横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... //
- 告示
- ◇横須賀芸術劇場の供用の休止について..... //
- ◇特定計量器の定期検査について..... //
- 公告
- ◇都市公園法の規定による公募設置等指針について..... 15386
- ◇都市公園法の規定による公募設置等計画の提出の受け及び指定管理者の公募について..... //
- ◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達..... //
- ◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達..... //
- ◇過誤納金充当通知書の公示送達..... //
- ◇固定資産税・都市計画税ほか3件の督促状の公示送達..... //
- ◇債権差押調書の公示送達..... 15387
- ◇配当計算書の公示送達..... //
- ◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達..... //
- ◇横須賀都市計画変更案の縦覧について..... //
- 上下水道局告示
- ◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について..... //
- ◇指定下水道工事店の商号及び所在地の変更について..... //
- 選挙管理委員会告示
- ◇選挙人名簿への登録を行う日について..... //
- 農業委員会告示
- ◇農業委員会総会の招集について..... 15388

規則

横須賀市規則第65号

公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和6年9月10日

横須賀市長 上地 克明

公印規則の一部を改正する規則

公印規則(昭和28年横須賀市規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

神奈川県横須賀市副市長之印	7	神奈川県横須賀市副市長之印	てん書	方21	納税課長	納税課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
---------------	---	---------------	-----	-----	------	--

神奈川県横須賀市副市長之印	6	神奈川県横須賀市副市長之印	てん書	方8	会計課長	会計課の所管事務で課
---------------	---	---------------	-----	----	------	------------

賀市長之印	2	市長之印				長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの
神奈川県横須賀市副市長之印	7	神奈川県横須賀市副市長之印	てん書	方21	納税課長	納税課の所管事務で部長以下の専決できる文書のうち電子印影を打ち出したものにより処理する必要があると認められるもの

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

横須賀市規則第66号

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和6年9月10日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

横須賀市病院事業条例の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第40号)の施行期日は、令和7年3月1日とする。

告示

横須賀市告示第181号(令和6年8月27日掲示済)

横須賀芸術劇場は、改修工事のため、令和6年7月1日から当分の間、大劇場、大リハーサル室及び小リハーサル室の供用を休止します。

令和6年8月27日

横須賀市長 上地 克明

横須賀市告示第182号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施します。

令和6年9月10日

横須賀市長 上地 克明

- 検査対象となる特定計量器
非自動はかり、分銅及びおもり
- 検査を行う期間、区域及び場所

検査期間	検査区域	検査場所
令和6年11月	本庁の所管区域のうち本町、	当該特定計量

11日から令和7年3月31日まで	稲岡町、新港町、小川町、大滝町、緑が丘、若松町、日の出町、米が浜通、平成町、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、上町及び佐野町（5丁目及び6丁目に限る。）並びに追浜行政センター、田浦行政センター、逸見行政センター及び衣笠行政センターの所管区域	器の所在場所
------------------	--	--------

- 3 検査を行う指定定期検査機関
公益社団法人神奈川県計量協会

公 告

横須賀市公告第 146 号 (令和6年8月22日 掲 示 済)

三笠公園における公募対象公園施設及び当該公募対象公園施設周辺の特定期間施設の設置及び管理を行う者を公募するため、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定に基づき、公募設置等指針を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により公告します。

令和6年8月22日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 147 号 (令和6年8月22日 掲 示 済)

三笠公園における公募対象公園施設の設置又は管理を行う者を公募するため、令和6年9月27日から同年11月8日まで都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の3第1項の規定に基づく公募設置等計画の提出を受け付けます。併せて、都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号）第5条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を公募します。

令和6年8月22日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
三笠公園	横須賀市稲岡町82番14

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
都市公園条例第4条、第12条及び別表第2に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めます。
- 3 申請者の資格要件
法人その他の団体
- 4 指定期間
令和8年4月1日から都市公園法第5条の5第1項の規定により認定を受けた公募設置等計画の有効期間の末日まで
- 5 申請方法
 - (1) 申請書の配布場所及び申請場所
 - ア 申請書の配布場所
横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/sangyo/koen/seibi/index.html>
 - イ 申請場所
横須賀市建設部公園管理課
 - (2) 提出書類
 - ア 申請書
 - イ 事業計画書
 - ウ 都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市規則第13号）第2条第2項に規定する図書等
 - (3) 申請期間
令和6年9月27日から同年11月8日までの午前9時から午後零時まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、土

曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除きます。

- (4) 説明会の日時及び場所
説明会の参加申込をした者と個別に協議の上決定します。
- (5) 提出方法
持参
- (6) 問い合わせ先
横須賀市建設部公園管理課
詳細は、横須賀市のホームページに掲載
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/sangyo/koen/seibi/index.html>

横須賀市公告第 153 号 (令和6年8月30日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年8月30日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 154 号 (令和6年8月30日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年8月30日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 155 号 (令和6年9月3日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、過誤納金充当通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 156 号 (令和6年9月3日 掲 示 済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年9月3日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和3年度	固定資産税 都市計画税	第3期分	令和6年8月7日
		第4期分	令和6年8月7日
		第2期分	令和6年8月7日

令和4年度	固定資産税 都市計画税	第3期分	令和6年8月7日
		第4期分	令和6年8月7日
令和5年度	市民税 県民税 (普通徴収)	第2期分	令和5年9月28日
		第3期分	令和6年7月22日
		第4期分	令和6年7月22日
	市民税 県民税 (特別徴収)	5月分	令和6年7月9日
令和6年度	市民税 県民税 (普通徴収)	6月随時分	令和6年7月30日
	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和6年6月27日

(別紙略)

横須賀市公告第157号 (令和6年9月3日
掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年9月3日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第158号 (令和6年9月3日
掲示済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年9月3日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第159号 (令和6年9月3日
掲示済)

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているため、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和6年9月3日

横須賀市長 上地 克明

年度	税目	備考
令和6年度	市民税 県民税 森林環境税	定期賦課分及び定期賦課過年度分(定期賦課過年度分については、森林環境税を除く。)

(別紙略)

横須賀市公告第160号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更の案を横須賀市都市部都市計画課において公告の日から2週間縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を市に提出することができます。

令和6年9月10日

横須賀市長 上地 克明

都市計画の種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
横須賀都市計画生産緑地地区	横須賀市小矢部3丁目地内 横須賀市長井2丁目地内 横須賀市太田和5丁目地内 横須賀市荻野地内

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第37号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出がありました。

令和6年9月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所在地	届出年月日
546	有限会社石橋建設	石橋 哲也	横浜市旭区上川井町3168番地	令和6年8月9日

横須賀市上下水道局告示第38号

令和4年横須賀市上下水道局告示第12号により指定した指定下水道工事店有限会社SAINは、次のとおり商号及び所在地を変更しました。

令和6年9月10日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長島 洋

登録番号	工事店名		代表者名	所在地	
	新	旧		新	旧
須350	株式会社SAIN	有限会社SAIN	池田 優	横須賀市武四丁目3番12号	横浜市磯子区田中一丁目26番4号

選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第7号 (令和6年8月16日
掲示済)

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の1日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。

令和6年8月16日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

登録を行う日 令和6年9月2日

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第9号 (令和6年9月2日
掲 示 済)

令和6年第9回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和6年9月2日

横須賀市農業委員会
会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和6年9月10日午後3時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所 302 会議室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について
 - (2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る進達について
 - (5) 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 - (6) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 - (7) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について